

議員提出第十二号議案

林業・木材産業の振興等に必要な財源の確保を求める意見書

我が国の森林は、戦後造成した人工林を中心として利用期を迎えており、この豊かな森林資源の最大限の活用を図り、林業及び木材産業の成長産業化を推進することにより地域の活力創造につなげていくことが重要である。

本県においては、平成二十一年度以降、森林整備加速化・林業再生基金を活用し、森林整備の推進、木材生产力の強化、木材加工施設の整備、木材利用の拡大など川上から川下にいたる総合的な対策を進めてきたところであり、素材生産量の増加、林業事業体の生産性の向上など一定の成果をあげている。特に、平成二十三年度からは、復興関連予算で造成した基金を活用し、東日本大震災の被災地の復興に必要な木材を全国規模で供給するという、国的事業目的に沿つて各般の取組を進めてきたところである。

しかしながら、本年七月、農林水産大臣より、復興関連予算で造成した基金について、被災地に対する事業に使途を限定するとの方針が示されるとともに、執行済みのもの等を除いた残額について返還の要請があった。

この国の方針転換は、被災地の復旧・復興という観点から真摯に受け止める必要があるものの、これにより、基金の活用を念頭に事業を計画してきた本県の林業・木材産業関係者の意欲を大きく損ない、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築など林業・木材産業の成長産業化に向けた諸課題の解決が困難となることが懸念されるものである。

加えて、昨年七月の九州北部豪雨災害などの重大な災害の多発や「山の日」の制定に向けた全国的な気運の高まりなどにより、森林の有する公益的機能の重要性がクローズアップされるなか、本県においても森林の適正な整備は非常に重要な課題となっている。

よって、国会及び政府におかれては、このような状況を踏まえ、木材自給率五十%の実現や、森林の有する公益的機能の發揮を目指してこれまで進めてきた取組を今後も継続できるよう、次の措置を講じられるよう強く要望する。

一　国の責任において林業・木材産業の成長産業化及び適切な森林整備の推進に必要な財源の確保を図ること。
二　地方の意欲ある林業・木材産業関係者の取組に的確に応えられる、使いやすい制度とすること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年九月十九日

大分県議会議長　近藤和義

衆議院議長伊吹文明殿
内閣総理大臣安崎正昭殿
財務大臣安倍晋三殿
農林水産大臣生太郎殿
農林大臣芳正殿